

## 最近の判例から

### 公道に面していない土地の借地権の売買

（横浜地裁小田原支判 平九・一・一七 判例集未登載） 大野 正和

本件は、公道に面していない土地の借地権の売主が、業者の媒介により本物件を売却したが、その土地と公道との間にある借地権及び両地の底地権買付価格に比べて、不当に廉価に売却されたとして、媒介業者に対し損害賠償を求めた事案で、本件売買価格は総売買価格及び借地権売却価格とも相当であり、また、媒介業者に他の借地権売買価格等についてまで説明する義務はないとして、請求を棄却した事例（横浜地裁小田原支部判決 平成九年一月一七日 判例集未登載）。

#### 一 事案の概要

売主Xは、平成四年九月、元付業者Y及び客付業者Cの媒介で、土地（八九・二五m<sup>2</sup>）の借地権を、買主Dに代金一、六四四万円で売却した。本件土地は、Yの父がAから借地していた

ものであるが、Xの父が死亡し、Xは知合いのYに売却を依頼した。

しかし、本件土地と公道との間には、Aが

所有し、Bが借地している部分（七六・〇三m<sup>2</sup>）があるため、本件土地は、単独では商品価値がなく、また大部分が都市計画道路に含まれる土地であつた。

そこでYは、Aに対し、本件土地の底地権と同時に処分することに協力を求めた。Aは当初この申し入れを断つたが、Xと面談しないことを条件に底地の処分に同意し、また、Bも当初処分を拒絶していたが、Yの説得により処分に応じることとなつた。

平成四年五月頃、Yは、業者Cの紹介で、買主Dから総額八、五〇〇万円の買付証明を得、各売主の配分について、厳しい交渉の結果、A二、三八〇万円、B三、四七六万円、X一、六四四万円とすることとなつた。

その後、Xは、平成六年四月になつて、Yにより不当に廉価に売却されたとして、損害賠償請求訴訟を提起した。

#### 二 判決の要旨

これに対し第一審は、次のような判決を下した。

(1) 本件売買価格は、更地評価額八、九一三万五、〇〇〇円に照らし、本件土地の総売買価格八、五〇〇万円は相当であり、また不動産の取引価格の当不当は、個別事情を勘案して判断されるべきであるところ、本件売買において、売却を希望していたのはXのみで、A、BはXの懇請に応じて共同売却したものである事情を考慮し、本件借地権売却価格一、六四四万円も相当であり、

(2) 本媒介の趣旨が本件借地権単独の売却であつたことからすれば、YはXに対し、総売却価格とXの本件借地権売却価格を説明

すれば足り、Aの底地権及びBの借地権の価格までを説明する義務はなく、

(3) Xの請求には理由がないとして、棄却した。

Xはこれを不服として控訴した。

控訴審では和解勧告がなされ、平成九年一〇月、YがXに一〇〇万円支払うことで裁判上の和解が成立した。

### 三 まとめ

本件売買は公道に面していない土地の借地権であるため、単独では売却が困難であるところ、媒介業者の努力により隣地借地人及び底地人の了解を得て、一体で売却することが可能になつたものであるから、本件借地権の売買価格が隣地借地権及び底地の売買価格より低い価格であつたとしても、不当に廉価とされ足りると示された。妥当な判決である。

(調査研究部研究員)

## 登記原因を欠く移転登記と登記名義の回復請求

**最近の判例から**

(東京地判 平八・一二・二六 判タ九五三一―八六) 辺見 博

土地所有者の知らない間に委任状が変造され、登記が移転し、さらに転売された場合において、同登記は原因を欠く無効の登記であり、かつ、権利者は帰責性がなく、転買

人には過失があるから、民法九四条二項の類推適用は認められないとして、権利者の真正な登記名義の回復を原因とする移転登記請求

が認容された事例(東京地裁平成八年一二月二六日判決、控訴、判例タイムズ九五三号一八六頁)。

### 一 事案の概要

本事案は、非常に複雑であるが、簡潔に要約すると、次のとおりである。

(1) X(財團法人)所有の土地について、Xが知らないうちに、平成二年一〇月三〇日、同年七月三一日売買を原因として、Z名義に登記が移転された。

(2) しかし、本件土地のZへの登記は、Zの代表者Zが、土地家屋調査士Aに指示して、X名義の書類を偽造、変造してなされたものであった。

すなわち、登記委任状については、平成三年九月五日、AがZの指示を受けて、Xの事務局長Xに隣接土地の所有権移転登記委任状名目で交付を要求し、交付を受けた委任状(原因「真正な登記名義の回復」、地積「一九九・八八m<sup>2</sup>」)を、Aが本件土地の所有権移転登記のための登記委任状(原因「平成二年七月三一日売買」、地積「八七六・九一m<sup>2</sup>」)に変造した。

また、本件土地の権利証については、別件土地の登記委任状のためにXがAに交付していた委任状をAが変造して本件土地(元二筆)の合筆登記をし、同合筆後の本件土地の権利証を、AがZ交付したものであった。